

全部隊長 殿  
全機関の長

航空幕僚長

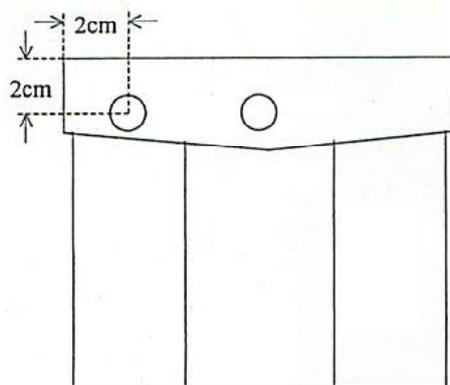
予備自衛官き章の着用要領等について（通達）

標記について、別添によるほか、別添第3項の規定に基づき、下記のとおり定めたので実施されたい。

なお、予備自衛官き章の着用要領等について（通達）（空幕総第751号61.12.19）（航空自衛隊報第630号掲載）は、廃止する。

記

- 1 予備自衛官き章の着用  
常装、第1種礼装、第2種礼装、通常礼装及び作業服装に着用する。
- 2 予備自衛官き章の着用要領  
予備自衛官の予備自衛官き章の着用位置は、左胸ポケットの次に示す位置とする。



注：<sup>ぶた</sup>雨蓋（ポケット覆い）のない服においては、ポケットの同等位置とする。

添付書類：防人2第2653号（14.3.27）